

平成21年度消費者モニターの募集について

公正取引委員会では、毎年、消費者の立場から公正取引委員会の仕事に協力していただく「消費者モニター」を委嘱しており、平成21年度も新たに全国で800名(予定)の「消費者モニター」を募集します。

消費者モニターの募集方法と仕事の内容は、次のとおりです。

- ▶ **応募資格** 20歳以上の一般の消費者の方(学生可)
- ▶ **募集締切** 2月13日(金)(当日消印有効)
- ▶ **募集人数** 高知地区14名
- ▶ **モニターの役割**

モニター研修会(年2回、平日に3時間程度。各県の県庁所在地ごとに開催予定)に出席すること、年数回のアンケート調査に回答すること、日常生活の経験に照らした消費者としての意見や情報を提供すること等です。

▶ モニターの任期

平成21年4月から平成22年3月末日までの1年間です。

▶ モニターの謝礼及び経費

謝礼として年額6,000円の支払を予定しています。

また、「消費者モニター研修会」に出席いただいた方には、研修会出席1回に対し、謝礼とは別に3,000円の謝金(交通費込み)を支払います。

但し、研修会に出席するために必要な交通費(ご自宅から研修会会場までの交通費)が往復で

3,000円を超える方については、謝金に替えて、国の規定に基づいて計算した実費相当分の交通費を支払います。

なお、アンケートなどの通信費は、当委員会で負担します。

▶ 応募方法・問い合わせ

郵便はがき又は、封書に所定の事項を記入の上、「公正取引委員会 四国支所 取引課」まで応募してください。

【所定事項】

①郵便番号・住所／②氏名(ふりがな)／③電話番号／④年齢／⑤性別／⑥職業／⑦家族構成(続柄、年齢、職業)／⑧最寄りの鉄道駅(例：○○線□□駅)／⑨自宅から最寄りの鉄道駅までの所要時間(例：○○バス□□停留所から△△分)／⑩応募理由(150字程度)

なお、県民生活・男女共同参画課や消費生活センターの窓口に応募方法等について記載した応募要綱を備えています。

〒760-0068 高松市松島町1-17-33

高松第2地方合同庁舎

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所 四国支所 取引課

☎ 087-834-1441

産業別最低賃金改正のお知らせ

高知県電子応用装置、電子部品・デバイス製造業最低賃金が名称変更し、金額改正されました。

新しい名称は「高知県電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造



最低賃金」です。

高知県内の最低賃金は、このほかに、高知県最低賃金(時間額630円)、高知県一般貨物自動車運送業最低賃金、高知県道路貨物運送業最低賃金があります。

▶ 問い合わせ

高知労働局 賃金室

☎ 885-6024

ぐりぐらひろばからののお知らせ

親子が集える遊びの広場「ぐりぐらひろば」を、いの町総合健康センターで平日開催しています。お気軽にお越しください。

ぐりぐらひろばでは、各保育園・幼稚園に出向いての遊びの広場「てくてくひろば」も行っています。

☆問い合わせ・申込先 ぐりぐらひろば

☎ 892-3151

